

京 都 大 学 学 生 総 合 支 援 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(目的)</p> <p>第1条 京都大学に、学生等の修学上、<u>適応上及び就労上の相談、苦情等への対応、就職支援及び障害のある学生の修学上等の支援等</u>を行うため、京都大学学生総合支援センター（以下「学生総合支援センター」という。）を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 学生総合支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学生等の修学上、<u>適応上及び進路上の個人相談の対応及び心理検査</u></p> <p>(2) 学生等及び職員のハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員からの相談の対応</p> <p>(3) 学生等の就職活動に係る相談の対応その他就職支援</p> <p>(4) 障害のある学生の修学上等の支援</p> <p>(5) 学生支援等に関する調査研究</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、学生支援等に関し必要な業務</p> <p>2 (略)</p> <p>(センター長)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 センター長は、学生総合支援センターの業務を統括する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条 学生総合支援センターに、学生総合支援センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、学生総合支援センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学生担当の理事</p> <p>(2) センター長</p> <p>(3) <u>各研究科の教授又は准教授のうちからそれぞれ各研究科長の推薦した者 各1名</u></p> <p>(4) <u>研究所及びセンターの教授又は准教授 若干名</u></p> <p>(5) 室長（第7条第2項に定めるものをいう。）</p> <p>(6) <u>学生総合支援センターの専任の教員</u></p> <p>(7) 環境安全保健機構健康管理部門長</p> <p>(8) 教育推進・学生支援部長</p> <p>(9) その他センター長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第3号、第4号及び第9号の委員は、セン</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 京都大学に、学生等の修学上及び<u>適応上の相談並びにハラスメント相談への対応、就職支援、キャリア形成支援、障害のある学生の修学上等の支援等</u>を行うため、京都大学学生総合支援センター（以下「学生総合支援センター」という。）を置く。</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 学生総合支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学生等の修学上及び<u>適応上の相談への対応並びに心理検査</u></p> <p>(2) 学生等及び職員のハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員からの相談への対応</p> <p>(3) 学生等の就職活動及び<u>キャリア形成に関する支援</u></p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(センター長)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 センター長は、学生総合支援センターの<u>所務を掌理</u>する。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 研究科の教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) 研究所又はセンターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) (同 左)</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>3 前項第3号、第4号及び第8号の委員は、セン</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ター長が委嘱する。</p> <p>4 第2項第3号、第4号及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>ター長が委嘱する。</p> <p>4 第2項第3号、第4号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に委嘱する第5条第2項第3号、第4号及び第8号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。</p>